

37 鶴ヶ島市

建設 工事	査 測 量	設 計 調	維 持 管 理 設	書 類 名	摘 要
○	○	○		1 法人市民税又は個人市民税の納税証明書 ＜写し可＞	・申請事業所の所在地にかかわらず、鶴ヶ島市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある事業者が対象 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3ヶ月以内に交付されたもの ※ 法人設立又は市内に営業所等を開設したばかりで、法人市民税の納税証明書が発行されない場合は、鶴ヶ島市税務課の受付印の押された「法人等の設立等に関する届出書」の写し又は税務課が発行する「営業証明書」を提出してください。 ※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による納税に猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は、鶴ヶ島市収納課発行の「徴収猶予許可通知書」の写しを提出してください。
－	○	○		2 財務諸表	・直近1年度分の「貸借対照表」「損益計算書」の写しを提出してください。

【鶴ヶ島市提出書類】の問合せ先

鶴ヶ島市 総合政策部 財政課 契約担当

TEL:049-271-1111(内線415) FAX:049-271-1190